

公益社団法人東京都助産師会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都助産師会定款第29条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定に於いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 会長は、定款及び理事会決議の定めるところにより本会を代表し、社員総会または理事会が決定した業務を執行し、理事会から委託されている事項については、自ら決定し執行する。
- (3) 専務理事は、会長不在時にその職務を代行するほか、会長を補佐し、助言する。
- (4) 常務理事は、会長不在時にその職務を代行するほか、会長を補佐し、助言するとともに、会長の職務のうち委任された事項について代行する。
- (5) 財務理事は、予算、決算その他収支に関する職務を主として担当し、会長を補佐する。
- (6) 総務理事は、会員の入退会、その他事務本会全体の事務を総括する職務を主として担当し、会長を補佐する。
- (7) 専門部会理事は、理事会の決議で設置する専門部会に関する職務を主として担当し、会長を補佐する。
- (8) 地区理事は、理事会の決議で設置する地区分会に関する職務を主として担当し、会長を補佐する。

(各職位の人数)

第3条 各職位の最大人数については、以下とする。

- (1) 会長 1名

- (2) 専務理事 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 財務理事 2名以内
- (5) 総務理事 3名以内
- (6) 専門部会理事 6名以内
- (7) 地区理事 6名以内

(報酬の支給)

第4条 本会は、本会の事業に関する役員の職務執行の対価として、別表1「役員報酬額表」のとおり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等を支払うことができる。

(費用の支給)

第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、あらかじめ支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行うものとする。

(施行期日)

第7条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による公益認定を受けた日から施行する。

付則

- 1 この規定は、平成28年5月21日より施行する。

別表第1

役員 年間総額200万円かつ一人当たり月額10万円までの範囲内